

区民委員会 所管事項

【区民部】

区民部の所管事項のうち、まず今年度、特に課題となっている事項について、次のとおり報告する。

1 特別区税、保険料の収納率向上及び滞納整理の強化

- (1) 現年分滞納者に対して、未納になった時点で滞納整理に早期着手し、年度内の完納を目指す。また、財産調査を徹底して資力のある滞納者には厳正に対処する。
- (2) 納付困難な区民に対しては、個々の実情に応じ、徴収猶予制度の適用及び執行停止や欠損処理を行うなど柔軟に区民に寄り添って対応する。
- (3) 特別収納対策課においては強制徴収債権のうち、4 公金及び生活保護費返還金、保育所費の一部移管を受け、滞納整理を進める。また、納付案内センターを有効活用し、電話、訪問、SMS（ショートメッセージ）による納付勧奨、口座振替勧奨を行い、収納率向上を図る。

2 定額減税の実施及び調整給付金の支給

- (1) 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を行う。
- (2) 令和 6 年分所得税および令和 6 年度個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を給付する。

3 被保険者証の廃止に伴う対応

- (1) 令和 6 年 1 2 月 2 日に現行の被保険者証が廃止される。
- (2) 国民健康保険は、令和 6 年 1 0 月までに、個人番号が国民健康保険制度のデータベースに登録されていることを知らせる旨の通知を発送する。その際、マイナンバーカードを被保険者証として利用登録することを促していく。
- (3) 後期高齢者医療は、令和 6 年 7 月に、被保険者証の一斉更新（有効期限：令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日）を行う。新しい被保険者証発送時に、個人番号が後期高齢者医療制度のデータベースに登録されていることを知らせる旨の通知を同封する。その際、マイナンバーカードを被保険者証として利用登録することを促していく。

4 その他

区民部については、令和 6 年度所管事務概要 3 9 ページから 4 6 ページに記載

【地域のちから推進部】

地域のちから推進部の所管事項のうち、まず今年度、特に課題となっている事項について、次のとおり報告する。

1 町会・自治会の運営及び活動の活性化と加入促進

- (1) コロナ禍で活動自粛を余儀なくされた町会・自治会への新たな加入促進支援として、「加入勧誘時配付物品購入助成」を行うとともに、町会・自治会への加入を呼びかけるためにバス車内への広告掲示を行う。
- (2) 町会・自治会と未加入者をつなぐ「子ども向け地域活性化事業助成」、活動内容の周知や未加入者勧誘活動を支援する「活動周知・加入勧誘支援助成」や各種助成金による活動支援を引き続き行っていく。

2 学校開放の制度改革

- (1) 時代の変化に対応しきれていないままの学校開放事業における課題を整理し、事業の再構築に向けた再検討を開始する。
- (2) 団体登録や貸し出しの条件について、現在の利用にどのような影響があるかを検証し、利活用拡大につながる新たな利用要件の見直しにつなげる。
- (3) 使用施設の安全強化をはかり、予約方法の連動も含めた新たな仕組みづくりに着手する。
- (4) 周辺住民からの苦情や利用ルール違反などへの対応について、利用時間や競技、利用場所ごとの整理など解決方法を探っていく。

3 迷惑喫煙の防止及び区内のさらなる美化の推進

- (1) 受動喫煙の被害や駅周辺での路上喫煙やたばこのポイ捨てをさらに減少させるため、主要6駅周辺での「禁煙特定区域の拡大」及び「加熱式たばこの過料対象への追加」を行う。
- (2) 千住大橋駅にコンテナ型喫煙所を整備し、受動喫煙防止やポイ捨て減少に努めていく。

4 梅田八丁目複合施設の整備業務と区立図書館の業務見直し

- (1) 令和10年1月を予定している梅田八丁目複合施設の開館に向けて、関係所管等と定期的に打合せを行い、令和7年8月までに設計業務の完了を目指す。
- (2) 新設の「図書館サービスデザイン担当課」と綿密に連携し、複合施設の核となる新梅田図書館の管理運営方針やサービスについて検討する。
- (3) 新たに登用した「図書館サービスデザイン担当課長」「統括図書館専門員」「図書館サービスアドバイザー」の力を活用して、区立図書館の業務の見直しを行う。

5 その他

地域のちから推進部については、令和6年度所管事務概要47ページから61ページに記載